

船舶事故調査報告書

令和5年6月7日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和4年1月30日 08時40分ごろ
発生場所	山口県下関市小串漁港南西方沖 小串港川棚防波堤灯台から真方位267° 2.7海里付近 (概位 北緯34°09.4′ 東経130°51.4′)
事故の概要	漁船大國丸は、北進中、また、ミニボート（船名なし）は、漂泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和4年2月16日、主管調査官（門司事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 大國丸、4.9トン YG3-50246（漁船登録番号）、個人所有 第291-43786号（船舶検査済票の番号） B ミニボート（船名なし）、総トン数なし（全長約3m） なし、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 操縦者B
負傷者	A なし B 軽傷 2人（操縦者B、同乗者）
損傷	A 右舷船首部外板に擦過傷 B 右舷船首部外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期
事故の経過	A 船は、船長Aが1人で乗り組み、引き縄漁に従事し、約9～10ノットの対地速力で漁場を移動することとして北進中、漂泊中のB船と衝突した。 船長Aは、右舷船尾方にB船を認めて衝突に気付き、引き返して転覆しているB船につかまっていた乗船者2人を救助し、下関市室津下漁港へ向かった。 船長Aは、操縦者Bらを下船させた後、B船の付近に戻り、巡視艇が来援するのを待ち、巡視艇到着後、同艇がB船を揚収し、同艇と共に室津下漁港に入港した。 船長Aは、操舵室内右舷寄りに設置された舵輪の前に立ち、手動操舵で操船中、左舷船首方約500mのところ认识到いた3～4隻の漁船の動きが気になり、それらの船を見ていて、船首方にいたB船に気付いていなかったと本事故後に思った。 B船は、操縦者Bが1人で乗り、同乗者1人を乗せ、船外機を止

	<p>め、船首を南方へ向けて漂泊中、接近するA船を視認したものの、釣りの準備を続け、A船が約50mに接近して船外機の始動を試みたが、始動できずにA船と衝突した。</p> <p>操縦者及び同乗者は、A船に救助され、09時23分ごろ本事故を目撃した付近を航行中の船舶により118番通報が行われた。</p> <p>操縦者及び同乗者は、室津下漁港に到着した後、車で帰宅し、後日、病院を受診し、それぞれ頸部捻挫、頸椎捻挫等と診断された。</p> <p>操縦者B及び同乗者は、本事故時、固型式の救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p>	<p>A船は、漁場を移動する目的で北進中、船長Aが、左舷船首方に認めていた3～4隻の漁船の動きが気になり、それらの船を見ていて、同じ針路及び速力で航行を続けたことから、前路で漂泊中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、漂泊中、操縦者Bが、接近するA船を視認したものの、釣りの準備を行いながら漂泊を続けたことから、衝突を避けるための措置を採る時機を逸し、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>操縦者Bが、接近するA船を視認したものの、漂泊を続けたことは、操縦者Bから情報を得ることができなかったことから、その理由を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、A船が北進中、B船が漂泊中、船長Aが、付近にいた3～4隻の漁船の動きが気になり、それらの船を見ていて、同じ針路及び速力で航行を続け、また、操縦者Bが、接近するA船を視認したものの、釣りの準備を行いながら漂泊を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、航行中、特定の方向のみに注意を払うことなく、常時、周囲の適切な見張りを行うこと。 ・ ミニボートの船長は、漂泊中、自船に接近する他船を認めた場合、他船が避けてくれることを期待せず、余裕のある時機に船外機を始動して移動するなど衝突を避けるための措置を採ること。 ・ 船長及び操縦者は、他船と衝突した場合、速やかに118番通報を行うこと。